

# 広報ながれやま編集業務委託総合評価一般競争入札実施要領

制定 令和5年6月9日

## (趣旨)

第1条 この要領は、流山市（以下「市」という。）が発行する「広報ながれやま」を、より親しまれ読みやすくするために、広報ながれやま編集業務を行い得る能力を有する民間事業者の中から、最も優れた知識、能力、運用力等を有する者を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づく総合評価一般競争入札（以下「総合評価入札」という。）により選定し、その者に業務を委託するための手続等について必要な事項を定めるものとする。

なお、総合評価入札における審査が、公正に実施されるために「落札者選定基準」を定めるとともに、学識経験者を含めた「総合評価入札審査会」を設置し、評点により応募事業者の中から受託者を決定するものである。

## (業務委託の内容)

第2条 別紙「広報ながれやま編集業務委託仕様書」に基づき、令和6年4月2日から令和9年4月1日までに市が毎月1日と21日に発行する通常号及び年4回の特集号の「広報ながれやま」について、市の意向に沿って企画、取材、執筆、編集、撮影等を行う紙面作成のための業務とする。

## (委託期間)

第3条 委託期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

## (委託金額の上限)

第4条 委託期間における委託金額の上限は、60,066,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

## (委託料の支払)

第5条 委託料は、当月に作成した号（特集号を含む。）の検査合格後、1月分を一括して受託者からの適法な請求に基づき支払うこととする。

## (落札者決定基準)

第6条 市は、最も優れた提案を行った入札参加者を決定するための方法及び評価基準を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるため、落札者決定基準を定める。

## (総合評価一般競争入札審査会の設置)

第7条 市は、前条に規定する落札者決定基準に基づき落札者を決定するため、総合評価一般競争入札審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(入札参加者への周知)

第8条 総合評価入札を行うときは、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 広報ながれやま編集業務委託総合評価一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）
- (2) 広報ながれやま編集業務委託仕様書
- (3) 落札者決定基準

(総合評価入札に参加する者に必要な資格)

第9条 本件入札に参加する者は、次に掲げる事項を全て満たさなければならない。

- (1) 流山市財務規則（昭和61年流山市規則第12号）第125条第2項の規定による令和4・5年度入札参加資格申請有資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（開始の決定がなされた者を除く。）、銀行取引が停止になっている者等、経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- (4) 公告の日からプレゼンテーションの日までの間に、市長から指名停止又は指名除外を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(総合評価入札実施スケジュール)

第10条 総合評価入札のスケジュールは次のとおりとする。

項目	期日	備考
案件公表・ 参加申込受付開始	令和5年8月18日（金）	公告及び市ホームページに入札情報を掲載する。参加申込しようとする事業者は、あらかじめ秘書広報課に参加申込する旨を電話及びメールで連絡すること。
質問の受付期限	令和5年8月30日（水） 午後5時まで	質問は、秘書広報課に電話連絡の上、メールで提出すること。
参加申込期限	令和5年10月3日（火） 午後5時まで	
提案書等提出期限・ 入札参加辞退受付期限	令和5年10月25日（水） 午後5時まで※持参または郵送	
プレゼンテーション	令和5年11月1日（水） （予備日） 令和5年11月2日（木）	1応募業者当たり約1時間程度（プレゼンテーション45分間、質疑応答15分間）を予定。時間等については提案書等の提出後、秘書広報課から連絡する。
審査・採点	令和5年11月6日（月）まで	
結果通知・公表	令和5年11月中旬を予定	郵送によって通知するほか、市ホームページで公表する。
契約候補者との業務内容 の調整、合意	秘書広報課から連絡	
契約締結	令和5年11月下旬を予定	

（総合評価入札への参加申し込み）

第11条 総合評価入札への参加申込みをしようとする事業者は、次の書類及び資料を令和5年10月3日（火）午後5時までに流山市役所秘書広報課へ持参（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く午前8時30分から午後5時まで）もしくは郵送（提出期限必着）しなければならない。

- （1）総合評価一般競争入札参加申込書（別記第1号様式） 1部
- （2）受託実績調書（別記第2号様式） 7部
- （3）財務状況及び委託業務に係る組織体制（自由様式） 7部

2 市は、参加申込みをした事業者（以下「参加業者」という。）を流山市入札契約審査会に諮り参加資格を確認する。

3 参加業者が1者のみであっても、参加資格を有する業者であれば総合評価入札をその

まま実施する。

(質問の受付)

第12条 市は、参加業者及び総合評価入札に参加しようとする事業者からの総合評価入札参加に係る質問は、メールでのみ受け付ける。

2 総合評価入札参加に係る質問書は、令和5年8月30日(水)午後5時までに提出しなければならない。

3 市は、第1項に規定する質問を受け付けた場合、原則として質問内容とその回答を全ての参加業者に連絡する。

(提案書等の作成等)

第13条 参加業者は、提案書等を作成し、提出することとする。

(1) 提案書、デモンストレーション紙面

(2) 総合評価一般競争入札入札書(別記第3号様式)、入札金額内訳書(自由様式)

(3) プレゼンテーション参加者名簿(自由様式)、専任ディレクター(編集責任者)経歴確認書類(自由様式)

2 前項の提案書等は、次の各号のとおり作成すること。

(1) 提案書等の作成様式

ア 提案書

提案書はA4判、左綴じ、縦横書きどちらでも可、両面印刷、カラー印刷可とする。必要に応じてA3判も可とするが、その場合、片面印刷とし、A4判に折り込むこと。

イ デモンストレーション紙面

デモンストレーション紙面はA3判、左綴じ、特集面は縦横書きどちらでも可、中面は横書き、両面印刷、モノクロ印刷のみとする。

(2) 提案書等の作成方法

ア 提案書

提案書は、別表「落札者決定基準」に掲げる評価内容の項目に関することに沿って作成すること。なお、仕様書の内容も踏まえて作成すること。

イ デモンストレーション紙面

デモンストレーション紙面は、別紙「デモンストレーション紙面作成要領」に基づき、作成すること。

(提案書等の提出等)

第14条 提案書等の提出は、次のとおりとする。

(1) 参加業者の総合評価入札に係る提出書類及び部数は、次のとおりとする。

ア 総合評価一般競争入札提案書(鏡文は別記第4号様式を使用) 7部

イ デモンストレーション紙面 7部

ウ 総合評価一般競争入札入札書及び入札金額内訳書 1部

総合評価一般競争入札入札書は、入札金額内訳書とともに厳重に封かんし、総合評価一般競争入札提案書とは別に提出すること。金額は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。

エ プレゼンテーション参加者名簿(自由様式)、専任ディレクター(編集責任者)経歴

確認書類（自由様式）

- (2) 提出期限は、令和5年10月25日（水）午後5時までとする。
- (3) 提出方法は、流山市役所秘書広報課へ参加業者による持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）もしくは郵送（提出期限必着）とする。
- (4) 参加業者から提出された関係書類は、一切返還しない。
- (5) 提案に要する一切の費用は、参加業者の負担とする。

（プレゼンテーションの実施）

第15条 提案書等が提出された後、参加業者ごとに次のとおりプレゼンテーションを実施する。

なお、プレゼンテーションに必要なプロジェクター及びスクリーンは市で用意するため、参加業者が使用する場合は、事前に申し出ることとする。

- (1) プレゼンテーションは、次のとおりを予定しているが、詳細は提案書等が提出された後、秘書広報課から各参加業者に連絡する。

ア 期日 令和5年11月1日（水）

（予備日）令和5年11月2日（木）

イ 場所 流山市役所第2庁舎305会議室

- (2) プレゼンテーションに参加できる人数は4名までとし、出席予定者の役職及び氏名を提案書等と同時に任意の書式で提出すること。
- (3) プレゼンテーション参加者には、今後、年間を通じて市との連絡調整・進行管理を行う、専任ディレクター（編集責任者）を必ず含めること。なお、専任ディレクターは、経歴を確認できる資料を任意の書式で提出すること。
- (4) 参加業者からの説明時間は概ね45分間、質疑応答時間を15分間とするが、参加業者の数により変更する場合もある。
- (5) プレゼンテーションの際に、提案書提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできないこととする。

（総合評価入札の途中辞退）

第16条 参加業者は、令和5年10月25日（水）まで総合評価入札の参加を辞退することができる。

- 2 総合評価入札辞退の申出は、流山市役所秘書広報課に電話連絡の上、総合評価一般競争入札参加辞退届（別記第5号様式）を流山市役所秘書広報課に郵送又は持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）により提出するものとする。

（審査及び基準）

第17条 審査会は、参加業者が提案書の内容等に関するプレゼンテーションを行った後、参加業者から提出された業務提案等を落札者決定基準に基づき審査する。

- 2 審査会は、提案書の提出が1者のみであった場合でも審査を行い、提案書の内容を精査し、市が求める目的に添ったものであると判断した場合においては、その者を受託者と決定する。
- 3 前項の市が求める目的に沿ったものとは、第6条に定める落札者決定基準の6割5分の点数とする。
- 4 審査の結果、最高得点を獲得した者が複数出た場合は、審査会の協議により受託者を

決する。

(受託者の決定及び通知)

第18条 審査会は、各委員の審査結果を踏まえ、受託者を決定する。

2 市長は、受託者に決定された参加業者に対し、速やかに総合評価一般競争入札決定結果通知書（別記第6号様式）により受託者に決定された旨を通知する。

(非決定結果の通知)

第19条 市長は、受託者に決定されなかった参加業者に対し、速やかに総合評価一般競争入札非決定結果通知書（別記第7号様式）により決定されなかった旨を通知する。

(委託契約)

第20条 市長は、流山市財務規則等に基づき、受託者に決定した事業者と業務委託契約を締結する。

2 受託者は、円滑に受託業務を行うことができるように自らの責任において準備を行う。

3 受託者は、専任ディレクター及び各号の制作責任者の選任において変更を行う場合は、予め市の承諾を受けるものとする。

(非決定理由の説明)

第21条 市長は、非決定とされた参加業者から非決定の理由について説明を要求された場合に限り、その者についてのみ非決定の理由を書面で交付する。

2 前項の要求は、第19条で定める非決定結果の通知に記載された期限までに、書面をもって市長に対して行うものとする。

3 非決定の理由に係る説明要求書は市長宛に郵送又は持参（土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで）により提出するものとする。

(失格条件)

第22条 受託者と決定した事業者に、次に掲げる事由が生じた場合は、総合評価入札の受託者の決定を取り消すこととする。

(1) 委託契約以前に市長から指名停止を受けた場合

(2) 提案書作成等に係る不正行為が認められた場合

(次順位者の繰上げ)

第23条 市長は、受託者に委託契約を履行することができない何らかの事由が発生した場合は、総合評価入札において次順位以下となった参加業者のうち、評価が上位であった者から順に業務委託についての交渉を行うことができるものとする。

(その他)

第24条 本件調達に関し、参加業者から提出された関係書類等は、本件調達以外の目的では使用しない。

2 本件調達に関し、本市から受領又は閲覧した資料等は、本市の了解なく公表又は使用できない。

(延期又は取りやめ)

第25条 本入札は、都合により延期し、又は取りやめることがある。この場合について、参加業者は異議を申し立てすることができず、その事由によって損害を受けることがあっても、その賠償を市に請求できないものとする。

(事務局)

第26条 総合評価入札における参加業者との連絡調整に係る事務局は、流山市役所総合政策部秘書広報課に置く。

(1) 事務局及び書類提出先

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1  
流山市役所総合政策部秘書広報課広報係

(2) 電話 04-7150-6063

(3) FAX 04-7150-0111

(4) メールアドレス [hishokouhou@city.nagareyama.chiba.jp](mailto:hishokouhou@city.nagareyama.chiba.jp)

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年6月9日から施行する。

(要領の廃止)

2 この要領は、受託者が委託業務を開始した時点で廃止する。

(別記)

- 第1号様式 総合評価一般競争入札参加申込書
- 第2号様式 受託実績調書
- 第3号様式 広報ながれやま編集業務委託総合評価一般競争入札入札書
- 第4号様式 広報ながれやま編集業務委託総合評価一般競争入札提案書
- 第5号様式 総合評価一般競争入札参加辞退届
- 第6号様式 総合評価一般競争入札決定結果通知書
- 第7号様式 総合評価一般競争入札非決定結果通知書
- 第8号様式 資料審査（資料評価点・価格評価点）に関する合意書